

## 第33回総会議事録

<開催日> 令和5年4月7日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室B）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第1号～報告第30号

農地法第3条の3届出 11件

農地法第4条届出 1件

農地法第5条届出 18件

日程第3 報告第31号～報告第43号 農地の転用事実等に関する照会 13件

日程第4 報告第44号～報告第49号 農地法第18条第6項等通知 6件

日程第5 報告第50号 国有財産管理人の推薦について 1件

日程第6 議案第1号～議案第6号 農地法第3条許可申請 6件

日程第7 議案第7号 農地法第4条許可申請 1件

日程第8 議案第8号～議案第28号 農地法第5条許可申請 21件

日程第9 議案第29号 木更津市農用地利用集積計画の決定について  
（令和5年度第1次計画分） 1件

日程第10 議案第30号 木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会  
の委員の選出について 1件

日程第11 議案第31号 木更津市農地利用最適化推進委員の選考委  
員会の設置及び委員の選出について 1件

日程第12 議案第32号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の  
決定について 1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕		

以上 17人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小高 幸男	係長	吉野 慶太	主任主事	杉沢 謙太郎
主任主事	角谷 春香				

<午後3時07分開会>

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第33回総会を開催いたします。  
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。  
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書及び別冊議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。  
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席7番篠田一男委員と議席15番林憲司委員を指名いたします。  
書記には事務局職員、杉沢主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第1号から報告第49号、3ページから13ページの農地法第3条の3の届出11件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出18件についての報告でございます。  
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第31号から報告第43号、11ページ及び12ページの農地の転用事実等に関する照会13件についての報告でございます。  
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第44号から報告第49号、13ページの農地法第18条第6項等の通知6件の報告でございます。  
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。  
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 報告第50号、14ページの国有財産管理人の推薦についての報告でございます。  
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第50号、国有財産管理人の推薦について、ご説明いたします。  
現在、木更津市内には89筆21,247平方メートルの農林水産省名義の農地、いわゆる国有農地があります。  
これらの農地が無断使用や無断転用などされていないか確認する必要があるために、千葉県知事が国有財産管理人を委嘱し、見廻り等の業務を行います。  
なお、馬来田地区の農地利用最適化推進委員の加藤推進委員を推薦した理由といたしましては、国有農地の多くが馬来田地区にあるため選考いたしました。  
本来は総会等で推薦について協議すべきと思いますが、依頼から推薦の期日までの都合で、会長の専決事項として推薦させていただきましたので、ご報告いたします。  
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第6 議案第1号から議案第6号、15ページから16ページの、農地法第3条の許可申請6案件について、議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号から議案第6号、農地法第3条許可申請6案件について、ご説明いたします。

事務局

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第6号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第1号ですが、申請箇所は、3条位置図1の高柳地先の農地になります。農業経営の拡大と農地の保全のため、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第2号ですが、申請箇所は、3条位置図2の牛袋地先の農地になります。農業経営の拡大のため、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第3号ですが、申請箇所は、3条位置図3の伊豆島地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第4号ですが、申請箇所は3条位置図4の下内橋地先の農地になります。農業経営の拡大のため売買による所有権移転をするものです。

なお、現在申請地には昔から存在する建物がありますが、こちらは取り壊し、畑として使用することを確認しています。

続いて、議案第5号ですが、申請箇所は3条位置図5の真里谷地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第6号ですが、申請箇所は3条位置図6の下郡地先の農地になります。

譲受人の法人についてですが、譲渡人が代表を務める法人であり、個人の所有土地を法人名で使用貸借するものとなっております。こちらは事業の継続性と求人確保など法人名義で行うことにより営農の安定化を図る目的の申請になります。

なお、この申請について令和5年3月7日に農業委員及び推進委員と事前協議会を開いており、申請内容について問題ないと判断されております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から 現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。初めに、議案第1号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第1号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡大、農地の保全のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約365日で、36,511㎡の農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・コンバイン・田植え機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で水稻を作付けすることによって周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第2号について、齋藤委員をお願いします。

齋藤委員

議案第2号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、23,008㎡の農地を家族3人で耕作しています。

齋藤委員	<p>農業機械はトラクター・コンバイン・田植え機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地の地目は田ですが、現況は畑で、大根、ネギ、白菜等を作付けすることです。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします</p>
議長	<p>続いて、議案第3号について、地曳功一委員お願いします。</p>
地曳功一委員	<p>議案第3号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、7,723㎡の農地を1人で耕作しています。</p> <p>農業機械はトラクター・トラック・草刈機等を所有しており、その他の機械は近くの従兄弟に借り、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は畑で、柿・野菜を作付けすることによって周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第4号及び第5号について、金子委員お願いします。</p>
金子委員	<p>初めに、議案第4号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、16,645㎡の農地を1人で耕作しています。</p> <p>農業機械は耕うん機・田植え機・バインダー等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地の地目は田ですが、前所有者が許可なく建ててしまった構造物があります。</p> <p>所有権移転後はこれらの構造物をすべて壊し、元の田んぼに戻してくれるそうなので、周囲へはむしろ良い影響を与えることとなると思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>続いて、議案第5号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約100日で、2,672㎡の農地を夫婦で耕作しています。</p> <p>農業機械はトラクター・軽トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は畑で、人参・じゃがいも等を作付けすることによって周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第6号について、篠田委員お願いします。</p>
篠田委員	<p>議案第6号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本申請は、法人の新規就農になります。</p>

篠田委員	<p>申請者である特定非営利活動法人ですが、譲渡人が理事を務める法人であり、今回の申請はその理事が所有する土地を協会に対して使用貸借権設定するものとなっております。</p> <p>本申請に先立ち、事前審査会を開催し、貸借権設定後の営農計画等について審議しましたが、自身の所有地を自身の会社に貸すのであれば問題ないであろう、ということで審査会は終わりました。</p> <p>申請地の現況は畑で、ブルーベリー、イチジク、アロエ等を作付けする計画で、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま。</p> <p>以上で説明をおわります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願ひします。</p>
清水委員	はい。
議長	清水委員、どうぞ。
清水委員	議案第6号についてですが、この法人はどのような法人ですか。
事務局	この法人ですが、船関係の事業を主とした法人ですが、船の事業以外にも従業員で農業を行っている法人になります。
清水委員	わざわざ法人化しなくても、個人で良いのではないのでしょうか。
事務局	障がい者の方も雇用しており、個人と法人では従業員の募集に対して反応も全く違うので、法人として従業員を募集し農業を行い、農業経営の拡張を行うためにも法人化しようとするものです。
清水委員	それでは、なぜ一般法人ではなくNPO法人なのか。
事務局	障がい者の方だけでなく、就労が困難な方も雇用し農業を行うため、NPO法人として事業を行う予定となっております。
議長	清水委員よろしいでしょうか。
清水委員	はい。
議長	その他、ございますか。
齋藤委員	はい。
議長	齋藤委員、どうぞ。
齋藤委員	議案第6号についてですが、収益の見込みや集荷などについての計画書等が提出されていると思いますが、教えていただけますか。
事務局	<p>先ほど篠田委員の説明のとおり、ブルーベリー、イチジク、アロエを作付します。</p> <p>ブルーベリーはすでに作付けが済み、今年度から収穫予定です。イチジクについては既に道の駅等に集荷しており、アロエについても卸売先が決定しておりますので、収益は見込</p>

事務局

まれます。

議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

齋藤委員

はい。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、議案第1号から議案第6号の6案件について、一括で採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第1号から議案第6号、農地法第3条の許可申請6案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第1号から議案第6号は、許可と決定いたします。

次に、日程第7 議案第7号、17ページの、農地法第4条の許可申請1案件について、議題に供します。

なお、議案第7号は、次の日程第8、議案第13号から15号、19ページの農地法第5条許可申請と関連案件であるため、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号、農地法第4条許可申請及び、議案第13号から15号、農地法第5条許可申請について、合わせてご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4-1の高柳地先の農地になります。

初めに、17ページの議案第7号、4条許可申請について、ご説明いたします。

本申請は、議案第13号から15号、農地法第5条許可により計画をしている特定建築条件付売買予定地に関連して、開発区域と隣接する当該地の土地の一部を法面として造成するため、敷地の一部に盛土をするための申請になります。

続いて、19ページの議案第13号から15号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請目的は、特定建築条件付き売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、基盤強化法による利用権の設定がされていますが、現在解約の手続きを進めていることを確認しています。

次に、事業の完了予定ですが、許可日から3年以内に完成する計画となっております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書等も添付され、問題ないものと思われま。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長	<p>続いて、地区担当委員の地曳昭裕委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
地曳昭裕委員	<p>議案第7号及び議案第14から16号について、山口推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲を土留めで囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透、汚水は合併浄化槽で処理した後前面道路排水路へ放流するため問題は生じないと思われま。</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われま。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、農地は南側に存在するため問題はないと思われま。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いま。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いま。</p> <p>ご意見等も無いようですので、4条議案第7号及び5条議案第13号から15号の4案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈 異議無しの声 〉</p> <p>ご異議も無いようですので、採決いたしま。</p> <p>議案第7号、農地法第4許可申請及び、議案第13号から15号、農地法第5許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願いま。</p> <p style="text-align: center;">〈 全員挙手 〉</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第7号及び議案第13号から15号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたしま。</p> <p>次に、日程第8 先程審議した議案第13号から15号を除く、議案第8号から第28号、18ページから22ページの、農地法第5条の許可申請18案件について、議題に供しま。</p> <p>事務局の説明を求めま。</p>
事務局	<p>先程審議いたしました議案13号から15号を除く、議案第8号から議案第28号、農地法第5条許可申請の18案件について、ご説明いたしま。</p> <p>初めに、議案第8号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の牛込地先の農地になります。</p> <p>申請目的は、資材置場等として転用するもので、一時転用を伴う賃借権設定の許可申請となっております。隣に存在するガス関連施設の工事をするために一時的に土地を使用する申請になります。</p>

農地区分については、農用地区域内にある農地となりますが、一時的に使うものであり、工事終了後復元も行うことから例外的に許可ができるものです。なお、本申請者は施設の建設の際も同じ場所を借りておりましたが、工事終了後に復元もしており問題はありませんでした。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、許可後1年間で予定しております。

最後に、行政庁の許認可等については該当するものではありません。

次に、議案第9号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の中島地先の農地になります。

申請目的は、共同住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和6年3月31日までの完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第10号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の久津間地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付き売買予定地として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、許可日から1年以内の完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第11号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の万石地先の農地になります。

申請目的は、農家住宅として転用するもので、転用を伴う使用貸借権設定の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関のローンの証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和5年12月20日の完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る証明も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第12号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の中里地先の農地になります。

申請目的は、社会福祉施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。なお、事業の内容は障害者向けのグループホームです。

農地区分については、第1種農地と判断しました。この第1種農地では原則として転用行為

が制限されますが、本申請は公益性が高いと認められる事業で社会福祉法による社会福祉事業に供する施設であるため例外的に許可の見込みがあるものになります。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関との契約証書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和6年12月30日の完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る 事前協議申請書も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第16号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の高柳地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付き売買予定地として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第1種農地と判断しました。この第1種農地では原則として転用行為が制限されますが、本申請は住宅であり住宅等が並ぶ集落に接続して設置されるものであり例外的に許可の見込みがあるものになります。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、許可日から約2年以内の完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第17号及び18号ですが、申請箇所は、転用位置図5-7の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第1種農地と判断しました。この第1種農地では原則として転用行為が制限されますが、本申請は住宅であり北側に住宅等が並ぶ集落に接続して設置されるものであり例外的に許可の見込みがあるものになります。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書及び融資確約書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者について、以前に設定した賃借権設定が残っていましたが現在解約手続きをしております。

事業完了予定ですが、令和8年5月末の完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第19号及び20号ですが、申請箇所は、転用位置図5-7の長須賀地先の農地になります。先程の17号、18号議案の隣になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第1種農地と判断しました。この第1種農地では原則として転用行為が制限されますが、本申請は住宅であり北側に住宅等が並ぶ集落に接続して設置されるものであり例外的に許可の見込みがあるものになります。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書及び融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者について、以前に設定した賃借権設定が残っていましたが現在解約手続きをしております。

事業完了予定ですが、令和8年5月末の完成を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第21号ですが、申請箇所は、転用位置図5-8の請西地先の農地になります。

申請目的は、資材置き場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者についてはおりません。

事業完了予定ですが、許可日から約半年を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等については該当するものではありません。

次に、議案第22号ですが、申請箇所は、転用位置図5-9の笹子地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電設備として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者についてはおりません。

事業完了予定ですが、許可日から約半年を予定しております。

最後に、他法令の許認可等についてはですが、東京電力との接続承諾等も済んでおり、問題ありません。

次に、議案第23号ですが、申請箇所は、転用位置図5-10の菅生地先の農地になります。

申請目的は、コンビニエンスストアの店舗として転用するもので、転用を伴う賃借権設定の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者についてはおりません。

事業完了予定ですが、令和5年の7月末を予定しております。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議申請書も添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第24号及び25号ですが、申請箇所は、転用位置図5-11の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっておりますが、電力売り払い先との建設等も含めた包括的なリース契約をしております契約書より確認済です。

転用行為の支障となる権利者についてはおりません。

事業完了予定ですが、許可日から約半年を予定しております。

事務局

最後に、他法令の許認可等についてですが、東京電力との接続承諾等も済んでおり、問題ありません。

次に、議案第26号及び27号ですが、申請箇所は、転用位置図5-12の根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっておりますが、電力売り払い先との建設等も含めた包括的なリース契約をしております契約書より確認済みです。

転用行為の支障となる権利者についてはありません。

事業完了予定ですが、許可日から約半年を予定しております。

最後に、他法令の許認可等についてですが、東京電力との接続承諾等も済んでおり、問題ありません。

次に、議案第28号ですが、申請箇所は、転用位置図5-13の上根岸地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっておりますが、電力売り払い先との建設等も含めた包括的なリース契約をしております契約書より確認済みです。

転用行為の支障となる権利者についてはありません。

事業完了予定ですが、許可日から約半年を予定しております。

最後に、他法令の許認可等についてですが、東京電力との接続承諾等も済んでおり、問題ありません。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から 現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第8号及び9号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第8号について、申請地の調査及び転用事業者から事情聴取をしまいいましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわず、碎石を敷くのみのため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

続いて、議案第9号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

高橋委員

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は浸透施設を經由し、オーバーフロー分を南西側既存水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理したのち南西側既存水路へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

続いて、議案第10号から第12号について、地曳昭裕委員お願ひします。

地曳昭裕委員

議案第10号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそつて、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透、汚水は合併浄化槽を設置し前面市道排水路に放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。次に、議案第11号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそつて、順次ご説明いたしま

す。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水はオーバーフロー分を道路側側溝へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理した後道路側側溝へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。次に、議案第12号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそつて、順次ご説明いたしま

地曳昭裕委員

す。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は集水枒を設け地先 U 字溝に放流し、汚水は合併浄化槽で処理した後、地先排水路へ接続放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

議長

いします。続いて、議案第16号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第16号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそ

つて、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、外部からの土砂搬入はなく場内での切り盛り土のみのため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地内の排水枒から新設道路側溝へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後新設道路側溝へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

議長

いします。続いて、議案第17号から20号について、山口進委員お願

山口進委員

いします。議案第17号及び18号について、山口一郎推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそ

つて、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内最終枒から新設道路側溝を経て既存排水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後、新設道路側溝を経て既存排水路へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思わ

山口進委員

れます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。

続きまして、議案第19号及び20号について、山口一郎推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内最終枡から新設道路側溝を経て既存排水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後、新設道路側溝を経て既存排水路へ放流するため問題は生じないと思われま。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われため問題はないと思われま。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いま。

議長

続いて、議案第21号について、清水委員お願いま。

清水委員

議案第21号について、半沢推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われため問題はないと思われま。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、建物等はなく資材を置くのみのため問題はないと思われま。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いま。

議長

続いて、議案第22号について、庄司委員お願いま。

庄司委員

議案第22号について、山口推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま。

庄司委員

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも問題ないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

議長

続いて、議案第23号について、地曳功一委員をお願いします。

地曳功一委員

議案第23号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそ

って、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は敷地内で集水し既存排水路を経て小櫃川へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理した後既存排水路を経て小櫃川へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題ないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

議長

続いて、議案第24号から第28号について、林委員をお願いします。

林委員

議案第24号及び25号について、鈴木推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそ

って、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも問題ないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。続きまして、議案第26号及び27号について、鈴木推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそ

林委員

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも問題ないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。続きまして、議案第28号について、鈴木推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも問題ないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願ひします。

地曳昭裕委員

はい。

議長

地曳昭裕委員どうぞ。

地曳昭裕委員

議案第21号の譲受人の■■■■■■■■■■と議案第13号から15号の譲受人の■■■■■■■■■■は代表取締役が同じ人ですが、なにが違うのですか。

事務局

詳しく把握している訳ではありませんが、■■■■■■■■■■は主に不動産部門で、■■■■■■■■■■は建築工事等行う部門と認識しております。

議長

その他ございますか。

ご意見等も無いようですので、議案第8号から議案第12号及び議案第16号から議案第28号の18案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第8号から議案第12号及び議案第16号から議案第28号の農地法第5条の許可申請18案件について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第8号から議案第12号及び議案第16号から議案第28号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第9 議案第29号、23ページか27ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第1次計画分を、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第29号、木更津市農用地利用集積、令和5年度第1次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和5年3月24日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から8となっております。

利用目的は、計画3が露地野菜、計画5、6が施設野菜、その他の計画が水稻を作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は、計画1から7の計画が賃借権の設定、計画8が所有権の移転となっております。

利用権設定期間は、計画1、5、6が10年、計画2から4が5年、計画7が9年11カ月となっております。

計画合計数は、賃借権設定、所有権移転含めて20筆 面積が14,017平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

初めに、計画1番について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

計画番号1番について、説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。

今回申請があった法人は、本拠地である富津市をはじめ、木更津、君津、袖ヶ浦の4市での農業経営について、千葉県で認定を受けている法人です。

当該法人については、木更津市の農地台帳に記録がありませんでしたので、

今回は農林水産課から資料として送付のあった農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

この計画書を以って昨年の5月に県から認定を受けた法人になります。

以降、農林水産課から提供があった情報を元に説明します。

平成25年に法人設立以降、稲作中心で経営してきたため水稻に必要とされる機械類については所持しているそうです。

農業従事者については、現在代表取締役自身がほぼ作業しているようですが、従業員の育成もしつつ、今後もっと効率的に作業できるよう努めていくとのことでした。

今回の申請地は田で、水稻を作付けする計画となっております。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われまます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続いて、計画2番から4番について、江尻委員お願いします。

江尻委員

まず、計画番号2番から3番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。  
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。  
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

申請地の現況は田と畑で、田には水稻、畑には露地野菜を作付けすることです。  
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

続いて、計画番号4番についてご説明いたします。  
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。  
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。  
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長

続いて、計画5番及び6番について、清水委員お願いします。

清水委員

計画番号5番から6番まで、借り受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。  
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。  
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

申請地の現況は畑で、施設野菜を作付けすることです。  
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長

続いて、計画7番及び8番について、林委員お願いします。

林委員

計画番号7番についてご説明いたします。  
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けるものです。  
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。  
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

続いて、計画番号8番について説明いたします。  
本件は、農業経営の拡張・自作地に近い当該農地を取得し、耕作の利便性向上等を図るにあたり、買い受けるものです。  
所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

林委員

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。  
以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします

ご意見等も無いようですので、採決いたします。  
なお、本案件の第1次計画分には、■■■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■委員は退席をお願いします。

《 ■■■■委員 退席 》

それでは、採決いたします。  
議案第29号 木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第1次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。  
よって、議案第29号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

次に、日程第10議案第30号、28ページの木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の委員の選出について、議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第30号、木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の委員の選出について、ご説明いたします。  
市長が農業委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律の施行規則で、公平性及び透明性を確保するため、関係者から意見を聴取することとなっております。  
このため、副市長を委員長とする木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会を設置して候補者の評価することとしており、市長から選出依頼がありましたので、農業委員から委員として2名を選出していただくものでございます。  
具体的にはこのあと選出方法を決めていただき、その後その選出方法に沿って2名を選出する形になります。  
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。  
それでは、まず選出方法についてはいかがいたしましょうか。  
意見のある方は挙手願います。

清水委員

はい。

議長 清水委員、どうぞ。

清水委員 推薦による方法が良いと思います。

議長 ただ今、清水委員から、推薦による方法の提案がありました。よろしいでしょうか。

〈 異議無しの声 〉

それでは、推薦をお願いしたいと思います。  
意見のある方は挙手願います。

清水委員 はい。

議長 清水委員、どうぞ。

清水委員 私は、長く農業委員として活動しており、職務代理者としても経験が豊富な山口進委員と認定農業者として活躍し馬来田・富岡地区の地域の農業に精通している林委員を推薦したいと思います。

また、地域を勘案しても東西に分かれているため、この2名が適任と思われま。

議長 ただ今、清水委員から、山口進委員と林委員の推薦がありました。  
その他、意見等はございますか。

〈 意見無しの声 〉

ただいま推薦のありました山口進委員と林委員にお聞きしますが、このあと採決をしますが、そこで問題がなければ評価委員を引き受けていただけますでしょうか。

山口・林委員 はい。

議長 それでは、採決いたします。  
議案第30号木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の委員の選出について、山口進委員及び林委員を推薦することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。  
議案第30号、木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会の委員の選出について、山口進委員及び林委員を推薦することに決定いたします。

次に、日程第11 議案第31号、29ページの木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置及び委員の選出について、議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第31号、木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置及び委員の選出について、ご説明いたします。  
農業委員会等に関する法律の規定により農業委員会が推進委員を委嘱することになりますが、その選考の場所としてあらかじめ選考委員会を設置して、その委員を選出しようとするものです。  
こちらについては事務局から案を示しておりまして、配布した議案第31号の資料になります。

事務局

す。会長及び9地区からそれぞれの地区代表の皆様、10名を選んでおりますが、この構成で問題ないかご審議いただければと思います。

なお、任期については、本日から7月13日までとして、委員長には会長職務代理者を充てようとするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今事務局から提案された案について質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたしますが、ご異議ございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議案第31号、木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置及び委員の選出について、原案のとおり決定に賛成の方は 挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり選考委員会を設置して、委員を選出するものいたします。

次に、日程第12 議案第32号、30ページの令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第32号について、ご説明いたします。

こちらは、農業委員会による最適化活動の推進等について、という国のガイドラインに基づき、農業委員会が農地の利用の最適化の推進について、活動目標を設定するものです。

例年は、昨年度の目標に対する点検・評価とともに6月頃に上程しておりましたが、国のガイドラインに基づき、4月末までの公表が義務づけられているためスケジュールが変更となりました。

急なスケジュールとなり申し訳ありませんでしたが、先月皆様へ書面を送付し意見を伺いました。その結果、ご意見等は特にございませんでしたので、併せてご報告いたします。

それでは、内容について、ご説明いたします。

別冊資料3ページ議案第32号資料をご覧ください。

農業委員会の状況については、各統計等に基づいた数字になります。

総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数は、直近である2020年の農林業センサスを引用しております。

また、耕地面積は、農林水産省の令和4年面積調査における数値を引用しております。

次に、別冊資料4ページ最適化活動の目標についてですが、こちらは農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、及び推進委員等が行う最適化活動の活動目標について、記載しております。

農地の集積については、令和5年4月に作成した農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に、令和15年度の集積率を51%とする目標を設定しております。

今年度の新規集積面積、今年度末の集積面積 及び今年度末の集積率については、令和6年3月末時点の集積面積の推計値と、令和6年4月の農地面積を推計し、算出しております。

遊休農地の解消については、現状及び課題を令和4年度の数値にしておりますが、令和3年度の利用状況調査における 緑区分、すなわち1号A遊休農地を、令和4年度から8年度の5年間で解消することを、目標として設定しているため、昨年度と目標値の変更はありません。

事務局

別冊資料4ページに移りまして、新規参入の促進でございますが、新規参入者への貸付けについて、農地所有者からの同意を得る面積の目標を設定するもので、令和2年度から令和4年度までの、3か年平均の1割の面積を目標としております。

最後に、最適化活動の活動目標についてです。

日数目標は、1か月あたりの推進委員等の活動日数等に関する目標を6日に設定しております。

活動強化月間については、例年1月から3月に利用意向調査を実施していることから、同様に設定をいたしました。

新規参入相談会への参加目標については、千葉県が主催する予定の農林水産業への就農希望者を対象として相談会へ参加することを前提に、設定しております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第32号、令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について、賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり決定し、木更津市のホームページに掲載すると共に、千葉県に報告いたします。

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第33回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時33分であります。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年4月7日

議 長 安藤 一 男

議事録署名委員 篠田 一 男

林 憲 司